

Re-Creation認証基準
(原料版)

2026年1月制定
(Ver1.0)

一般社団法人 Re-Creation

<目次>

1. 目的
2. 適用範囲
3. 対象
4. Re-Creation が考えるバリューチェーンの範囲
5. 用語の定義
6. 協力検査測定機関
7. 認証基準と証明方法
 - 7-1.社会的要求事項に関する基準と証明方法
 - (1) 雇用倫理
 - (2) 人体への安全性
 - 7-2.環境要件に関する基準と証明方法
 - (1) 資源循環
リサイクル材料(原材料)の使用
 - (2) グリーンハウスガス
 - (3) マイクロプラスチック
 - (3)-1:洗濯によるマイクロプラスチック排出量の低減
 - (3)-2:海洋プラスチックごみの削減
 - (4) ロングライフ
黒の色褪せ防止
 - 7-3.動物福祉に関する基準と証明方法
 - (1) 羊へのレスポンシビリティ
 - (2) アンゴラ山羊へのレスポンシビリティ
 - (3) アルパカへのレスポンシビリティ
 - 7-4.サプライチェーンの透明性に関する基準と証明方法
 - (1) 透明性の確保
 - 7-5.地域経済の活性化に関する基準と証明方法
 - (1) Japan made

1. 目的

本基準は、企業のサステナビリティへの取り組みを、生活者に正確に届けることを目的として作成したものであり、一般社団法人 Re-Creation が認証する対象品における一定の基準を定めたものである。今後の社会環境の変化や技術発展を踏まえて定期的に見直しを行い、常にアップデートされた透明性かつ科学的根拠に基づく信頼性の高い基準としていくことで、Re-Creation 認証製品の信用の向上を目指す。

2. 適用範囲

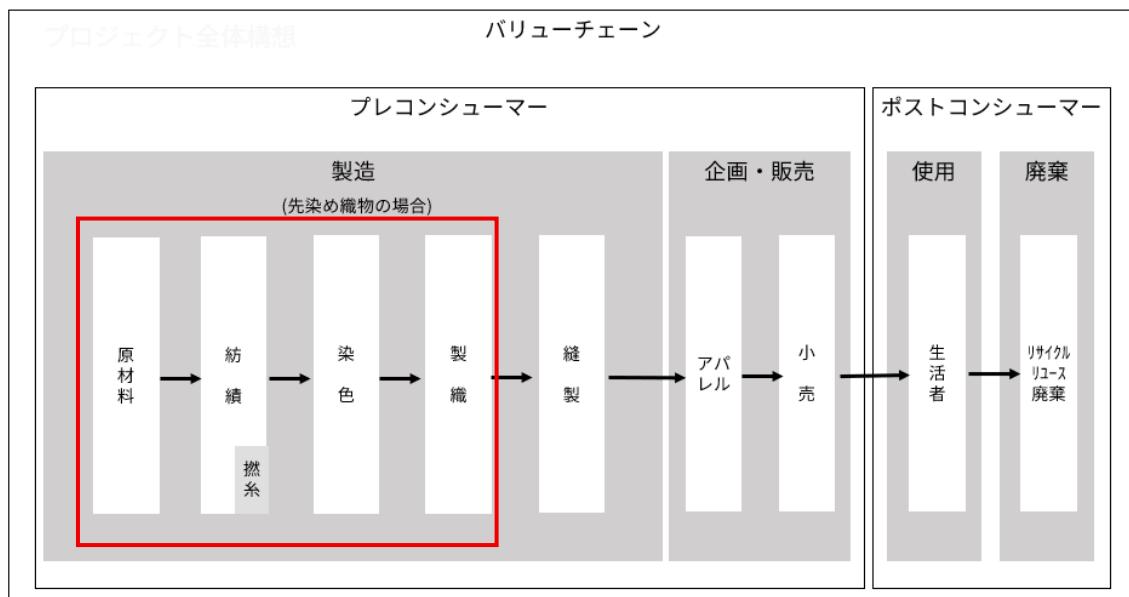
繊維製品のうち、

- ・外衣(ジャケット、パンツ、スカート、シャツ、セーター等)、下着、靴下・ストッキング・タイツ類、帽子・手袋、寝衣、エプロン、マフラー、ネクタイ、スカーフ、和装、足袋、その他衣服
- ・インテリア製品(カーテン、タオル、布団カバー、毛布等)
- ・布製かばん
- ・甲部の主要材料が布製の靴及びその他の履物(但し、ひもは除く)

3. 対象

上記 2.適用範囲の繊維製品に使用される「糸」及び「生地」

4. Re-Creation が考えるバリューチェーンの範囲と認証基準(原料版)の対象範囲(赤枠)



5. 用語の定義

・ILO (International Labour Organization) :国際労働機関

・CFP(Carbon footprint of products):製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG の排出量を CO₂ 排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組み。

・リサイクル材料:プレコンシューマ材料(製造工程における廃棄物の流れから発生する材料。但し、同一の工程で再使用できるものを除く)及びポストコンシューマ材料(使用後に廃棄された材料。家庭から排出されるもの、商業施設等の各種施設から本来の目的のために使用できなくなった製品として発生する材料等)のみを対象とし、廃棄物として処分されるはずの材料から再加工され、最終製品に使用される材料。

・オーシャンバウンドプラスチック:海岸から 50km 以内の内陸部に廃棄されているプラスチック。

6. 協力検査測定機関

<人体への安全性>

・一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

<https://nissenken.or.jp>

<グリーンハウスガス>

・株式会社 BP Lab

<https://www.bplab.info>

<マイクロプラスチック洗濯によるマイクロプラスチック排出量の低減>

・Human Centric Laboratory(窓口:伊藤忠ファッショングループ株式会社)

<https://www.ifs.co.jp>

・一般財団法人力カケンテストセンター

<https://www.kaken.or.jp>

<ロングライバー黒の色褪せ防止>

・ISO/IEC 17025 取得の試験検査機関

7. 認証基準と証明方法

7-1. 社会的要求事項に関する基準と証明方法

申請する対象品は、以下(1)、(2)のいずれか又は両方の項目を選択し、適合すること。

(1)雇用倫理…申請する対象品において、下記を遵守していること。

強制労働	ILO 第 29 号、第 105 号を遵守していること
児童労働	ILO 第 138 号、第 182 号を遵守していること
最低賃金	ILO 第 131 号を遵守していること

【強制労働】

<ILO 第 29 号>

[1930 年の強制労働条約\(第 29 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名：強制労働に関する条約

[概要]

すべての強制労働の使用を、できる限り短い期間のうちに廃止することを目的とした条約。この条約で、強制労働というのは、処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働のことである。もともと、純然たる軍事的性質の作業に対し強制兵役法によって強制される労務、国民の通常の市民的義務を構成する労働、裁判所の判決の結果として強要される労務、緊急の場合、例えば戦争、火災、地震、猛烈な流行病その他のような災害またはそのおそれのある場合に強要される労務、軽易な地域社会の労務であって通常の市民的義務と認められる労務などは含まれない。強制労働が完全に廃止されるまでの経過期間中において、例外の措置として使用されるときには、この条約に決めた条件に従わなくてはならない。

<ILO 第 105 号>

[1957 年の強制労働廃止条約\(第 105 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名：強制労働の廃止に関する条約

[概要]

[1930 年の強制労働条約\(第 29 号\)](#) を補強・補完する条約。

この条約を批准する国は、次に掲げる手段、制裁または方法としてのすべての種類の強制労働を廃止し、これを利用しないことを約束する。

- a. 政治的な圧制もしくは教育の手段、または政治的な見解もしくは既存の政治的・社会的もしくは経済的制度に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁
- b. 経済的発展の目的のために、労働力を動員し利用する方法
- c. 労働規律の手段
- d. ストライキに参加したことに対する制裁
- e. 人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段

この条約を批准する国はまた、前記のような強制労働を即刻かつ完全に廃止するために必要な効果的な措置をとることを約束する。

【児童労働】

<ILO 第 138 号>

[1973 年の最低年齢条約\(第 138 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名：就業が認められるための最低年齢に関する条約

[概要]

過去に採択された同分野における 10 条約を改正するこの条約は、児童労働の廃止と若年労働者の労働条件向上を目的に、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、いかなる場合も 15 歳を下回ってはならないものとする。しかし、開発途上国の場合は、さしあたり 14 歳とすることも認められる。

若年者の健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業については、最低年齢は 18 歳に引き上げられる。軽易労働については、一定の条件の下に、13 歳以上 15 歳未満の者の就業を認めることができる(途上国の場合には 12 歳以上 14 歳未満)。演劇などへの出演については、例外が認めら

れる。適用範囲は、少なくとも鉱業・土石採取業、製造業、建設業、電気・ガス・水道事業、衛生事業、運輸・倉庫・通信業、農業的企業を含むものとされる。一般教育、職業教育または専門教育のための学校その他の訓練施設等における労働には適用されない。

<ILO 第 182 号>

[1999 年の最悪の形態の児童労働条約\(第 182 号\) \(ilo.org\)](http://ilo.org)

■正式名:最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

[概要]

1973 年に採択された最低年齢条約(第 138 号)及び同勧告(第 146 号)を補足するものとして、18 歳未満の児童による最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための即時の効果的な措置を求める。最悪の形態の児童労働は次のように規定される。

- a. 児童の人身売買、武力紛争への強制的徴集を含む強制労働、債務奴隸などのあらゆる形態の奴隸労働またはそれに類似した行為
- b. 売春、ポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用、斡旋、提供
- c. 薬物の生産・取引など、不正な活動に児童を使用、斡旋または提供すること
- d. 児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

批准国は刑罰を含み、条約の効果的な実施を確保するための措置を講じる必要がある。児童労働撤廃における教育の重要性に配慮しながら、定められた期限までに、防止、働く児童の児童労働からの引き離し、社会統合、影響からの回復、無償の基礎教育や職業訓練を受ける機会の確保、特別な危険にさらされている児童への援助、女児の特別な事情の考慮といった目的を達成するための効果的な措置を講じよう求められている。条約の実施に責任を負う権限ある機関の指定、条約の効果的な実施を監視する適当な仕組みの設置または指定、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画の作成・実施も求められている。社会開発・経済発展、貧困撲滅計画等への支援を含む、国際的な相互協力・援助の強化についても規定される。

[同名の補足的勧告\(第 190 号\) \(正式名\(採択時仮訳\):最悪の形態の児童労働の禁止及び撲滅のための即時の行動に関する勧告\)](#)が同時に採択されている。

【最低賃金】

<ILO 第 131 号>

[1970 年の最低賃金決定条約\(第 131 号\) \(ilo.org\)](http://ilo.org)

■正式名: 開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約

[概要]

この条約の批准国は、雇用条件に照らして対象とすることが適當な賃金労働者のすべての集団に適用される最低賃金を決定し、かつ隨時調整できる制度を設置する。制度の対象集団の決定は権限ある機関が、関係のある代表的労使団体と合意または十分に協議して行う。最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素には、可能かつ適當である限り、次のものを含む。

1. 労働者と家族の必要であつて国内の一般的賃金水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの
2. 経済的因素(経済発展上の要請、生産性水準並びに高水準の雇用を達成・維持する必要性を含む)

<証明方法>

本項目への適合を利用申請書(別紙1)への記載および、以下3パターンのいずれかの証明書を提出することで証明すること。

パターン A:第三者認証の証明書(本項への適合が証明できる認証に限る)

パターン B:生産品証明書(別紙2)および第三者監査機関による工場監査報告書(本項への適合が証明できるものに限る)

パターン C:生産品証明書(別紙2)および CSR 工場監査要求事項調査票(別紙3)の書類

(2)人体への安全性

申請する対象品は、以下の内容に適合していること。

人体への安全性 (有害化学物質の規制)	第三者認証*が求める製品安全性能に関する要求事項を満たしていること。
------------------------	------------------------------------

* エコテックス®の OEKO-TEX® STANDARD100

<証明方法>以下の資料を提出すること。

対象品において OEKO-TEX® STANDARD100 の付属書 4 の規制値をクリアしていることを証明する資料(試験報告書等)。規制値は最新版を採用していること。

7-2.環境要件に関する基準と証明方法

申請する対象品は、以下(1)～(4)のいずれか又は全ての項目を選択し、適合すること。

(1)資源循環－リサイクル材料(原材料)の使用

申請する対象品は、以下の内容に適合していること。

リサイクル材料の使用	対象品に占めるリサイクル材料の割合が 5～100%であること。対象品に占める含有量(混用率)を明記すること。
------------	--

<証明方法>以下の資料を提出すること。

- ・原材料がリサイクル材料であることがわかる資料(原材料情報が記載されている資料、原材料での第三者認証の証明書等)
- ・対象品に混用されているリサイクル材料の割合が記載された資料(証明書等)

(2)グリーンハウスガス

申請する対象品は、以下の内容に適合していること。

製品ごとのカーボンフットプリント(CFP)	比較対象品*と比較して 20%以上低減していることをライフサイクルアセスメント(LCA)にて確認していること。
-----------------------	---

*:比較対象品は、自社の従前品で、同規格、同混用率のものとする。

<規格>

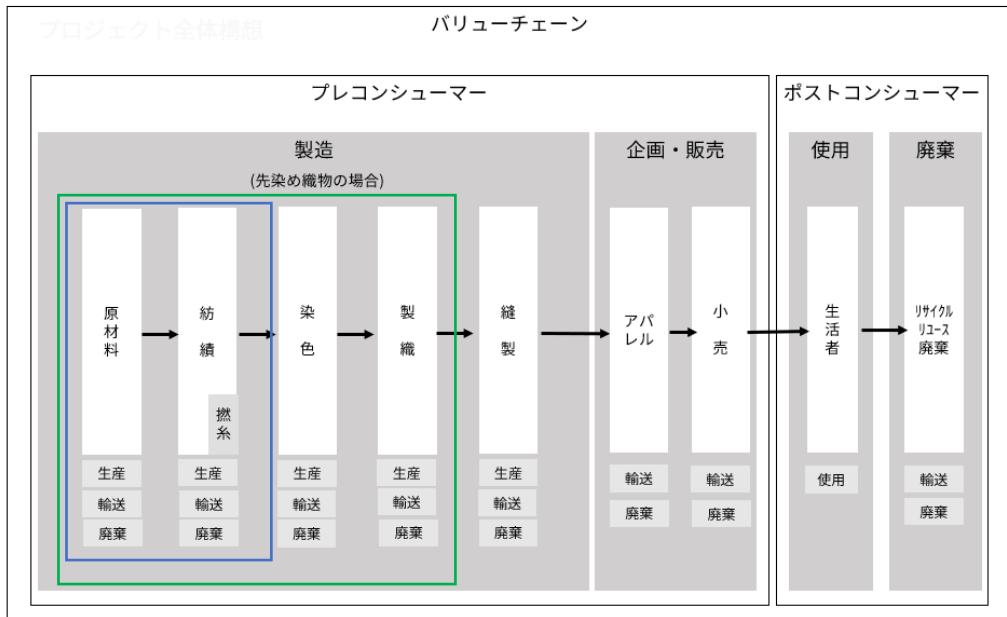
同規格とは、生地の場合は生地幅、目付、糸番手、糸の場合は番手が同じものを指す。

<混用率>

同混用率とは、対象品に表示されている混用率の±5%以内の表示であれば同混用率とみなす。(例えば、従前品が「ポリエステル 65% 綿 35%」の製品の場合、申請品が「ポリエステル 60% 綿 40%」または「ポリエステル 70% 綿 30%」は同混用率とみなす。)

<算定範囲>

算定範囲は、以下のとおりとする。(糸の場合は青枠、生地の場合は緑枠)



<証明方法>以下の資料を提出すること。

- ・カーボンフットプリントの算出結果(CO₂換算)
- ・混用率がわかる資料

<レベル分け>

本項への適合は、低減量に応じて、以下の3つのレベル分けを行う。

レベル 1:20%以上-40%未満

レベル 2:40%以上-60%未満

レベル 3:60%以上

(3)マイクロプラスチック

(3)-1:洗濯によるマイクロプラスチック排出量の低減

申請する対象品は、フリースやボア用途向けの合成繊維使いの起毛素材(生地)とし、以下の内容に適合していること。

マイクロプラスチック排出量(g/m ²)	0.25 未満	<試験方法> HC Lab 法
----------------------------------	---------	--------------------

※試験方法問い合わせ先:<https://www.ifs.co.jp/lmp>

<証明方法>以下の資料を提出すること。

6 項の<協力検査測定機関>による試験報告書。

試験はバルク生地で実施していること。

試験報告書は発行日から6ヶ月以内のものに限る。

(3)-2:海洋プラスチックごみの削減

申請する対象品は、以下の内容に適合していること。

海洋プラスチックごみの削減	オーシャンバウンドプラスチック及びマイクロプラスチックを使用したリサイクル素材を使用していること。
---------------	---

<証明方法>以下の資料を提出すること。

- ・オーシャンバウンドプラスチック及びマイクロプラスチックを使用していることがわかる資料(素材情報資料等)

(4)ロングライバー黒の色褪せ防止

申請する対象品は、黒色の下記対象素材 100%*の生地で、水洗い可能なものを対象とし、以下の内容に適合していること。

洗濯 10 回	変退色が 4 級以上であること。	<洗濯・乾燥方法> JIS L 1930 C4M 法 自然乾燥
---------	------------------	---------------------------------------

* :綿、麻及びレーヨン等の再生繊維。但し、再生繊維はスパン糸使いに限る。

10%以内の機能糸(例:ストレッチ糸等)混用のものを含む

<証明方法>以下の資料を提出すること。

6項の<協力検査測定機関>による試験報告書。

試験はバルク生地で実施すること。

試験報告書は発行日から 6 ヶ月以内のものに限る。

7-3.動物福祉に関する基準と証明方法

申請する対象品は、以下(1)~(3)のいずれか又は全ての項目を選択し、適合すること。

(1)羊へのレスポンシビリティ

申請する対象品は、対象品中のウール原料の全てに以下に適合した原材料を使用していること。

羊へのレスponsibility	① ミュールジングをしていない原材料を使用していること ② 第三者認証*が求める動物福祉に関する要求事項を満たしている原材料を使用していること
------------------	--

* Textile Exchange の Responsible Wool Standard 等

<証明方法>以下の資料を提出すること。

① ミュールジングのステータスがわかる原材料(原毛)の証明書。(但し、適合を認めるミュールジングのステータスは NM 及び CM のみを対象とする。)

② 原材料における第三者認証の証明書。(但し、当該対象品に使用されている原材料の証明書であること)

<レベル分け>

なお、本項への適合は、以下の2つのレベル分けを行う。

レベル1:①にのみ対応

レベル2:②に対応

(2)アンゴラ山羊へのレスポンシビリティ

申請する対象品は、対象品中のモヘヤ原料の全てに以下に適合した原材料を使用していること。

アンゴラ山羊へのレスポンシビリティ	第三者認証*が求める動物福祉に関する要求事項を満たしている原材料を使用していること
-------------------	---

* Textile Exchange の Responsible Mohair Standard

<証明方法>以下の資料を提出すること。

原材料における第三者認証の証明書。(但し、当該対象品に使用されている原材料の証明書であること)

(3)アルパカへのレスポンシビリティ

申請する対象品は、対象品中のアルパカ原料の全てに以下に適合した原材料を使用していること。

アルパカへのレスポンシビリティ	第三者認証*が求める動物福祉に関する要求事項を満たしている原材料を使用していること
-----------------	---

* Textile Exchange の Responsible Alpaca Standard

<証明方法>以下の資料を提出すること。

原材料における第三者認証の証明書。(但し、当該対象品に使用されている原材料の証明書であること)

7-4.サプライチェーンの透明性に関する基準と証明方法

(1)透明性の確保

申請する対象品は、以下の内容に適合していること。

生産工程のトレーサビリティ	対象品の生産工程における全工程が可視化されていること
---------------	----------------------------

<証明方法>以下の資料を提出すること。

当該対象品の生産工程における全工程の工場名が記載されている資料。

7-5.地域経済の活性化に関する基準と証明方法

(1)Japan made

申請する対象品は、以下の内容に適合していること。

Japan made	対象品の生産工程における紡績工程以降の全工程を日本国内で実施していること
------------	--------------------------------------

<証明方法>以下の資料を提出すること。

当該対象品の生産工程における紡績工程以降の全工場名が記載されている資料